

柵原吉井特別養護老人ホーム組合決裁規程

平成17年3月18日

組合規程第28号

改正 平成19年6月29日組合規程第37号 平成31年3月1日組合訓令第20号

(趣旨)

第1条 柵原吉井特別養護老人ホーム組合における事務の決裁については、この訓令の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この訓令における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者が、その権限に属する事務の処理について意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 管理者の権限に属する事務を常時その者に代わり意思決定をすることをいう。
- (3) 代決 管理者又は専決者が不在のとき、又は事故があるとき、若しくは欠けたときに一時的にこれらの者に代わり意思決定することをいう
- (4) 不在 出張その他の理由により、決済又は専決を経ることができない状態をいう。

(管理者の決裁事項)

第3条 管理者の決済を要する事項は、別表第1のとおりとする。

(副管理者の専決事項)

第4条 副管理者の専決事項は、別表第2のとおりとする。

(荘長の専決事項)

第5条 荘長の専決事項は、別表第3のとおりとする。

(決裁の手続き)

第6条 事務は、原則として、順次上席者を経て、管理者の決裁を受けると共に関係機関の合議も経て決済を受けなければならない。

(代決)

第7条 代決は、次の各号の区分により行うものとする。

- (1) 管理者が不在の時は、副管理者が代決する。
- 2 代決した事項は、速やかに後閲を受けものとする。ただし、軽易な事項については、この限りではない。

(専決及び代決の制限)

第8条 この訓令に定める専決事項又は代決事項であっても、特に重要又は異例と認められるものについては、管理者の決済を受けなければならない

(決裁区分)

第9条 収入調定及び収入命令、支出負担行為及び支出命令の決裁区分については、別表第4に定める。

別表第1 (第3条関係)

管理者の決裁を要する事項

- (1) 組合の運営に関する基本方針の決定並びにその変更に関すること。
- (2) 組合議会の招集及び提出議案(報告、承認等を含む。)に関すること。
- (3) 組合議会の権限に属する事項の専決処分に関すること。
- (4) 条例案、予算案その他議案の決定に関すること。
- (5) 条例、規則その他重要な諸例規の制定及び改廃に関すること。

- (6) 職員の任免、進退、賞罰及び給与の決定に関する事。
- (7) 債務負担行為
- (8) 起債
- (9) 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事。
- (10) 不動産の貸与、無償譲与及び売却に関する事。
- (11) 公印の新設又は改廃に関する事。
- (12) 契約の締結

別表第2（第4条関係）

副管理者の専決事項

第11条 副管理者の専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例による諸給与・諸手当の支出に関する事。
- (2) 予備費の充当及び予算流用に関する事。ただし、同目内事項間での予算流用は除く。
- (3) その他管理者の決裁を要しない重要事項に関する事。

別表第3（第5条関係）

荘長の専決事項

第12条 荘長の専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の事務分掌に関する事。
- (2) 県内出張命令及び旅費に関する事。
- (3) 特殊勤務命令及び支出に関する事。
- (4) 予算に定めてある国県補助金等の申請に関する事。
- (5) 軽易な広報宣伝に関する事。
- (6) 定例に属し、かつ、重要でない事項の指令、通知、申請、届出、照会、回答及び報告に関する事。
- (7) 定例に属し、かつ、重要でない事項の証明に関する事。
- (8) 軽易な事件に関する所属職員の復命を受ける事。
- (9) 軽易な事項に関する届出の受理及び処理に関する事。
- (10) 各種台帳の調製及び備付に関する事。
- (11) 事後調定による利用料、使用料、手数料、不用品売払代金の収入に関する事。
- (12) 組合の所有する自動車及び器具並びに備品の管理に関する事。
- (13) 備品の借入及び施設の使用に関する事
- (14) 入所者の入退所の決定に関する事。
- (15) 入所者の外出、外泊の承認並びに葬祭に関する事。
- (16) 入所者の生活指導並びに慰安に関する事。
- (17) 入所者及びその家族に対する重要事項の伝達に関する事。
- (18) 予算執行調整及び予算の各目の流用に関する事。
- (19) 職員の超過勤務、休日勤務命令及び勤務変更に関する事。
- (20) 職員の休暇、欠勤、遅参、早退に関する事。
- 不用物品の処分に関する事。

- 公文書等の受付及び発送に関すること。
- 文書の保存及び廃棄に関すること。
- 臨時的任用職員の勤務に関すること。
- 財産の記録管理に関すること。
- 公印の管守に関すること。
- 組合例規集の編さん、整理、保存に関すること。
- 組合有物件の災害共済に関すること。
- 交際費の支出決定及び支出命令に関すること。
- 前各号のほか輕易と認められること。

別表第4（第9条関係）

区 分	決 済 区 分		
	管理者	専 決 者	
		副管理者	荘 長
収入調定及び収入命令	2,000万円以上	2,000万円未満	50万円未満
支出負担行為及び支出命令	1,000万円以上	1,000万円未満	50万円未満

附 則(平成17年3月18日組合規程第28号)
この規程は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成19年6月29日組合規程第37号)
この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月1日組合訓令第20号)
この訓令は、公布の日から施行する。